

2021年8月5日

【ポイント】

- 7月30日、カーボベルデ政府は、新型コロナウイルスの感染状況が改善していることを踏まえ、災害宣言を終了し、「注意宣言」に入る旨発表し、災害宣言下の措置を緩和することを発表しました。
- また、同日付で、新型コロナウイルス関連証明書（PCR検査陰性証明書、抗原検査の陰性証明書、ワクチン接種証明書、新型コロナウイルス回復証明書のいずれか）を導入し、施設への入店や国内の島間・国際移動に際して提示義務を課すことを発表しました。

【本文】

1 災害宣言の終了と新型コロナウイルス「注意宣言」

7月30日、カーボベルデ政府は国内の新型コロナウイルスの感染状況が改善していることを踏まえ、同日付でカーボベルデ全土を対象とした災害宣言を終了し、「注意宣言」に移ること、これに伴い、災害宣言下の措置を緩和することを発表しました。

これに伴い、バーをはじめとするアルコール飲料を提供する施設やレストラン、ファストフード店等では、感染防止措置をとった上で23時59分まで営業可能となります（バーについては土日祝日の営業は2時まで可能。宿泊施設内のサービスについてはこの限りではない。）。また、薬局やパン屋は21時まで、その他の商業施設は20時半まで営業可となります。さらに、プライベートの集まりについては、10人までの集まりについては可能となります。海水浴場の営業は、19時まで可能となりました。

2 新型コロナウイルス関連証明書の導入

(1) 概要

7月30日、カーボベルデ政府は新型コロナウイルスへの感染リスクが少ないことを証明する措置として、新型コロナウイルス関連証明書を導入することを発表しました。この証明書は、カーボベルデ国内で発行する場合は、保健省又は保健省が認証した保健施設で発行されたものに限り、証明書の申請は、オンライン申請の他、保健所、行政窓口等で受け付けられます。海外からの渡航の場合のワクチン接種証明書の扱いについては、現在、カーボベルデ政府で有効となる証明書発行国リストを作成しておりますので、判明次第改めてご案内いたします。

(2) 有効な新型コロナウイルス関連証明書

新型コロナウイルス関連証明書は、以下の証明書が有効となります。なお、証明書は英語、ポルトガル語、フランス語で記載する必要があります。

ア ワクチン接種証明書

同証明書は、ワクチンの種類、接種回数、最終接種日が記載されている必要があります。ワクチン接種後、有効となるまでの日数はワクチンの種類により異なり、以下のとおりとなっております。

(ア) アストラゼネカ社製、モデルナ社製、ファイザー社製、シノファーム社製、シノヴァク社製：2回

目の接種から14日後に有効

(イ) ジョンソン・エンド・ジョンソン社製：1回目接種から28日後に有効

イ 72時間以内に受検したRT-PCR検査の陰性証明書

ウ 48時間以内に受検した抗原検査の陰性証明書

エ 新型コロナウイルスからの回復証明書

(3) 新型コロナウイルス証明書の提示義務

新型コロナウイルスの感染リスクを抑えるため、新型コロナウイルス証明書の提示義務が求められます。具体的には、18歳以上の者について、以下の場面で提示が求められることとなっております。

ア バー：金曜19時以降及び土日祝日の入店

イ レストラン：土日祝日の入店（9月1日以降適用）。

ウ 観光・宿泊施設：チェックイン時。

エ 公共活動、スポーツ、芸術、文化、余暇、企業、結婚等家族行事の実施。

オ ディスコ：10月1日以降の営業再開以降適用。

(4) カーボベルデ国内の島間移動、国際移動について

国内外の空・空路の全ての乗客及び乗務員について、上記新型コロナウイルス証明書の提示が求められます。ただし、12歳以下の子ども、トランジット目的の場合は、証明書の提示は免除されます。

(参考ウェブサイト)

● 外務省海外安全HP(各国の感染状況、渡航制限措置等)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

● カーボベルデ保健・社会保障省 <http://www.minsaude.gov.cv/>

● カーボベルデ政府新型コロナウイルス特設サイト <https://covid19.cv>

【問い合わせ先】

在セネガル日本国大使館

taishikan.senegal@dk.mofa.go.jp

Tel+221-33-849-5500, Fax+221-33-849-5555 (夜間緊急 +221-77-569-8103)